

令和7年（ワ）第3286号 オンライン記事掲載差止請求事件

原 告 部落解放同盟埼玉県連合会 外8名

被 告 宮 部 龍 彦

答 弁 書

さいたま地方裁判所第2民事部合議B係 御中

令和8年4月23日

〒210-0802

神奈川県川崎市川崎区

大師駅前1-3-11

第2松坂荘101号

（送達場所）

TEL: 080-1442-9144

FAX: 050-6877-5434

被 告 宮 部 龍 彦

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。
との判決を求める。

第2 請求の原因に対する認否

- 1 訴状記載の請求原因事実及び法律上の主張は、明示して認めるものを除き、否認ないし争う。
- 2 個別の認否及び被告の主張は、追って準備書面により明らかにする。

第3 被告の主張

- 1 被告は、本日付けで、本件を東京地方裁判所に移送する旨の移送申立書を提出している。
- 2 本件は、同一ウェブサイト上の記事をめぐる先行事件と密接に関連する後続事件である。先行事件の控訴審は、現在、東京高等裁判所に係属している。

- 3 そのため、被告は、移送申立てについての判断がされるまでは、本案についての詳細な認否及び主張を留保する。
- 4 なお、被告が第1回口頭弁論期日に出頭しない場合には、本答弁書をもって陳述したものとされたい。

以上